

## MCポイントプレゼント利用規定

### 第1条（本規定）

本規定は、MCカード会員規約に付帯して、当社が会員（「会員」とは、本カードを当社より貸与された個人カードの本人会員及び家族会員、ならびに法人カードの法人会員及びカード利用者をいいます）のカードショッピング利用代金に応じて本人会員等（「本人会員等」とは、本カードを当社より貸与された個人カードの本人会員及び法人カードの法人会員をいいます）に対して付与するポイントシステム「MCポイントプレゼント」の内容及び会員が本サービスを受けるための条件等について定めたものです。

### 第2条（ポイントの付与）

会員のカードショッピング利用代金合計500円（500円未満切り捨て）につき1ポイントを本人会員等に付与します。これを基本ポイントといたします。ポイント付与の対象は、カードショッピング利用代金とし、キャッシング利用代金、カード年会費、分割払手数料等はポイント付与の対象外とします。

1. ポイントは、カードご利用代金明細書に新規に表示されたショッピング利用代金を合計し、新規に表示された請求月に本人会員等に付与します。
2. ポイントは、カードごとに付与します。
3. 個人カードの家族会員のショッピング利用代金については、本人会員のショッピング利用代金と合算し本人会員にポイントを付与します。
4. 法人カードのカード使用者のショッピング利用代金については、使用者全てのショッピング利用代金を合算し法人会員にポイントを付与します。
5. 本人会員等が、ショッピング利用代金を取消した場合やショッピング利用代金に増減が生じた場合には、これに応じてポイントも増減するものとします。
6. 利用加盟店からの売上票（売上データ）到着時期によるカード利用代金の請求月のずれにより、ポイント付与月にずれが生じる場合や本規定に定める優遇制度の対象外になる場合があります。

### 第3条（有効期限）

ポイントの有効期限は付与した月から3年間（36ヵ月）とし、有効期限が終了したポイントから1ヵ月単位で順次失効します。

### 第4条（ポイントの通知・確認）

ポイントの内容は、カードご利用代金明細書（請求明細書）で通知します。また、当社への電話、当社ホームページ（所定の方法が必要です）、当社窓口にてポイントの確認を行うことができます。

### 第5条（ポイント内容）

ポイントの内容は下記のとおりとし、カードご利用代金明細書に表示します。

1. 当月獲得～当月付与したポイント（基本ポイント）
2. ボーナス～当月特別に付与するボーナスポイント
3. 調整～利用代金の取消や変更等により加算・減算するポイント

4. 商品交換～前月商品に交換したポイント（マイナス表示）
5. 交換可能～当月商品交換に有効なポイント
6. 期限切れとなる日・ポイント  
～次回ポイントの有効期限が終了する日とポイント数、（ポイント数は（5）に含まれます）

#### 第6条（ポイント交換）

会員は、商品交換に有効なポイントを当社が提供する商品と交換することができます。会員はポイント交換を希望する場合、当社所定の方法により当社あて申し込むものとします。

1. 本人会員等が自己の名義で複数のカードを保有する場合、カードごとの交換可能ポイントを合算したポイント数が本人会員等の交換可能ポイントとなります。
2. 同一名義の個人カードと法人カードの交換可能ポイントは合算して交換できないものとします。
3. 商品と交換したポイントは、有効期限が先に到来するポイントから減算します。
4. 会員から申し込みにより当社が交換を受け付けた後のポイントは、受付の解除、変更、ポイントの返還等はできないものとします。

#### 第7条（交換申し込み方法）

会員によるポイント交換の申し込みは、当社への電話、当社ホームページ（所定の方法が必要です）、または、カードご利用代金明細書裏面の応募用紙による郵送、当社窓口への持参で申し込みできるものとします。但し、デパートコーナーは商品券引換券のみの申し込みとします。

#### 第8条（交換レート）

交換可能ポイント250ポイントで500円分の商品券引換券、または、500ポイントで1,000円分の金券と交換できます。

#### 第9条（交換により提供する商品）

ポイント交換により提供する商品は、商品券引換券、JCBギフトカード、図書カード、クオカードの4種類とします。商品券引換券は、商品券1枚引換券（500円分）、商品券4枚引換券（2,000円分）、商品券8枚引換券（4,000円分）の3種類とし、JCBギフトカード、図書カード、クオカードは、それぞれ1,000円券とします。商品券引換券は、宮崎山形屋、ボンベルタ橘、都城大丸、ジャスコ延岡ニューシティ店、ジャスコ日向店の引換所にて、それぞれの店舗の商品券と引き換えすることができます。

#### 第10条（商品の提供方法）

商品の提供は郵送で行います。また、当社窓口では直接引き渡しします。商品の送付先はカードご利用代金明細書の送付先とし、発送日、時間等の指定はできません。商品が1万円分未満の場合は普通郵便で送付し、1万円分以上の場合は配達記録郵便で送付します。

#### 第11条（優遇制度・ステージアップ）

当年度（4月から翌年3月）のショッピング利用代金を集計し、集計した合計金額に応

じて翌年度（4月から翌年3月）の基本ポイントに対する加算率を決定し、ボーナスポイントとして付与します。

#### 年間売上金額合計と加算率

10万円未満		0%
10万円以上	～ 30万円未満	5%
30万円以上	～ 50万円未満	10%
50万円以上	～ 100万円未満	15%
100万円以上	～	20%

1. 加算率は当月の基本ポイントに乘じられ、小数点以下は切り捨てとします。
2. 優遇制度の対象は基本ポイントのみとしキャンペーンのポイントや特定のポイント（ボーナスポイント）は対象外とします。
3. 優遇制度で付与したポイントはカードご利用代金明細書のボーナス欄に表示します。
4. 入会初年度はショッピング利用代金の集計期間が1年未満となります。
5. 優遇制度は、カードごとに適用します。
6. 利用加盟店からの売上票（売上データ）到着時期により、利用した年度中のショッピング利用代金に集計されない場合があります。

#### 第12条（旧ポイントの移行）

平成20年3月までのカードご利用代金明細書に印字して発行したポイント（旧ポイント）は、会員が当社窓口を持参するか、または、郵送により新ポイントに移行できます。但し、移行したポイントは移行した月から3年間の有効期限が付きま

#### 第13条（ポイントの譲渡禁止）

本人会員等は、付与されたポイントにかかる権利を第三者に譲渡等できないものとします。

#### 第14条（権利の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は本人会員等に付与したポイント及びポイント交換の権利を喪失させることができるものとします。

1. 本カードの退会、会員資格取消等、本カードの会員資格を喪失した場合
2. 当社に対する債務の履行を怠った場合
3. 本規定、または、会員規約に違反した場合

#### 第15条（ポイントサービスの終了、中止、変更等）

当社は、いつでも本サービスを終了、中止、変更できるものとし、本人会員はあらかじめこの旨を承認するものとします。この場合、当社は終了、中止、変更する旨を当社ホームページ上にて告知するか、または、本人会員に通知するものとし、本サービスは、当該告知、または、通知する期日をもって終了、中止、変更されるものとします。また、本サービスの終了、中止、変更により会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。